富山市建設請負工事檢查結果処置檢討委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、富山市建設請負工事の修補取扱要領(以下「取扱要領」という。) に定める富山市建設請負工事検査結果処置検討委員会(以下「委員会」という。)の設 置及び運営に関して必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 委員会は、取扱要領第3条第3項の処置について協議し、その結果を検討委員会報告書により財務部長に報告する。

(設置)

第3条 委員会は本庁に設置する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、別表のとおりとする。 (職務)

- 第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、工事検査課長がその職務を代理する。
- 3 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名したものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の招集は、工事担当課長から開催請求があったとき、直ちに委員長が 行なう

(検査員の出席)

第7条 検査員は、委員会に出席し、検査の結果及び修補の必要性について説明し、 意見を述べるものとする。

(監督員の出席)

第8条 監督員は、委員会に出席し、受注者から提出された、修補工事工法協議書について説明し、意見を述べるものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者又は学識経験者から意見を 聴くことができるものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、工事検査課に置くものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 別に定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

別 表

委員長		財務部次長
委	員	工事担当部次長
		工事検査課長
		工事担当課長
		契約課長
		委員長が必要と認めるときは、農林水産部、活力都市創造部、建設部の
		いずれかの部次長、営繕課長